障害児者の「暮らしの場」の拡充を求める意見書

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援を必要とする障害児者は年々増加している。 現行の障害福祉施策は、居宅サービスはもちろん、グループホームや入所施設などの 社会資源の不足が慢性化しており、結果として多くの障害児者が家族の介護に依存した 生活を余儀なくされている。こうした家族に依存した生活の長期化は、精神的にも相互 依存をより助長し、障害児者の自立をますます困難なものにしているのが現状である。

2014年1月,我が国は国連の「障害者の権利に関する条約」の締約国に加わった。 条約には第19条(a)「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及 びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する 義務を負わないこと。」が明記されているとともに、第28条第1項では「障害者が、自 己及びその家族の相当な生活水準(相当な食糧、衣類及び住居を含む。)についての権利 並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認めるもの」としている。

多くの障害児者と家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の現実の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が長期のショートステイ(いわゆる「ロングショート」)を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であると言える。

よって、こうした深刻な現状を打開し、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するため、政府においては、下記の事項について取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保すること。
- 2 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
- 3 前2項を実現するために、障害者関係予算を増額し、施策の重要な担い手となっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年 6月21日

千葉県柏市議会